

平成27年度第3回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成27年8月12日(水) 午後1時00分~午後2時30分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委 員) 吉澤宏治、堀内寿人、原敏、市川由美(坂本玲子 欠)

(事 務 局) 森田課長、関総括課長補佐、田辺、石原、矢竹、遠藤

(税 務 課) システム管理担当 河西、田中、中村

(情報政策課) 情報システム管理担当 中村

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 特定個人情報保護評価

(地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検)

(2) 山梨県個人情報保護条例の改正について

6 議事の概要

(1) 特定個人情報保護評価(地方税法関係)

(議長)

まず、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検を行う。前回の審議では、事前質問とそれに対する回答を用意してもらい、今回はそれを基に審議することとしていたので、事務局から説明をお願いします。

(事務局、税務課、情報政策課)

- 事前質問について説明 -

(議長)

ただいまの説明について何か質問・意見はあるか。

(委員)

- 意見 -

(議長)

それでは、議論はここまでにさせてもらって、事務局の方で答申案を作成してもらって、次回の審議会の前に各委員に配付してほしい。

(2) 山梨県個人情報保護条例の改正について

(議長)

山梨県個人情報保護条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料3 - 1、3 - 2、3 - 3に基づき、山梨県個人情報保護条例の改正について説明 -

(議長)

ただいまの説明について何か質問・意見はあるか。

(委員)

情報提供等記録の訂正とはどのようなことが想定されるのか。自動的に作成されるものの訂正というのはよくないのではないかと思うが。記録する装置側のトラブルに起因するものということか。

(事務局)

実はまだ総務省から具体的な運用の話がされていない状況である。

(委員)

確認であるが、利用及び提供の制限のところで、「本人の同意を得ることができない」とは意識がなくなっていて確認できないという趣旨か。

(事務局)

その通りである。

(委員)

特定個人情報については、任意代理人も対象になるということだが、委任状についてはどの程度のものが想定されているのか。

(事務局)

これについては、国の方で、番号利用法施行規則において、少なくとも委任状は必要である。ただ、印鑑証明を付けるかどうかということについてはまだ検討しているところである。本人確認のために必要な書類については、条例ではなくて、施行規則に列挙されているので、そこで対応していくことになると思う。

(委員)

36条の説明の中で、情報提供等記録の訂正をした場合は、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するというということになっているが、情報照会者と情報提供者は同じではないか。

(事務局)

例えば、甲府市が山梨県に「その情報をください」という場合、情報照会者は甲府市、情報提供者は山梨県になる。山梨県が照会者になる場合と山梨県が提供者になる場合があるので、どちらかになるということになる。総務省プラス相手方という意味である。

(委員)

37条1項、2項に関し、情報提供等記録については訂正請求を認めないということであるが、37条のどこを見ればそれが分かるのか。

(事務局)

資料の中に、「情報提供等記録を除く」という文言が抜けてしまっている。

(委員)

情報提供等記録というものの自身には、特定個人情報に含まれるのか。

(事務局)

情報提供等記録は、特定個人情報の中に含まれる。

(委員)

11条のオンライン結合の関係で、今までの「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」が一つ上に持ち上がっているのはどういうことか。

(事務局)

今までの形であっても、意図する読み方はできると思うが、より明確にしたということである。

(委員)

この件に関しては、今日の時点で結論を出しておく必要があるか。

(事務局)

もし、疑問とか意見があれば、期間を決めて、それまでにいただければと思う。そしてそれにお答えしたい。当然、それを反映した中で、最終的に答申案という形でまとめたいと考えている。それについては、事務局から答申案をお示しして、それを敲いていただくということにしたい。次回の審議会では、税務関係と併せて2つの答申を確認したい。

(議長)

質問、意見についてはいつまでに出せばよいか。

(事務局)

1週間後の8月19日(水)までをお願いしたい。

(3)次回の日程調整について

(8月27日(木)午前10:30~12:00に開催することとした。)